

改 正 後	現 行
<p>1 (略)</p> <p>2 対象施設□ 対象となる施設は、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下交付要綱という。)の第2の2(3)、(4)(居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く)、(6)及び(7)に掲げる施設とする。</p> <p>3 対象事業□ 災害時に備え、社会福祉法人等が障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。 具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対象施設□ 対象となる施設は、平成17年平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」(以下交付要綱という。)の第2の2(3)、(4)(居宅介護及び相談支援を行う事業所を除く)、(6)及び(7)に掲げる施設とする。</p> <p>3 対象事業□ 災害時に備え、社会福祉法人等が障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる避難スペースを一体的に整備する事業。 具体的には、施設の創設に際して避難スペースを一体的に整備するもの及び既存施設の一部を拡張し避難スペースを確保するものを対象とする。</p> <p>4 (略)</p>